

羽村市テニス連盟規約

第1章 総 則

第1条（名称）

この会は羽村市テニス連盟（以下「本会」という）と称する。

第2条（目的）

本会はテニスを通じて会員相互の親睦と、技術向上及び体力の維持増進を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1、練習会の開催
- 2、競技会の開催
- 3、対外試合への参加
- 4、その他必要事項

第4条（事務所）

本会は事務所を会長宅に置く。

第2章 会 員

第5条（会員）

本会の会員の種別は次の通りとする。

- 会 員
- 1、羽村市に在住し、本会の目的に賛同するテニスの愛好者若しくはテニスを愛好しようとする者。
 - 2、羽村市以外に在住する者で、本会の目的に賛同し、本会の発展に特に寄与すると理事会において認められた者。
 - 3、高校生同等以下の者の入会は理事会の承認を必要とする。
- 団体会員
- 1、羽村市に在住若しくは在勤する者を主体として構成されたテニス愛好者の団体であって、独立した活動の場を有し、独自に日常活動を行っている、と、理事会において認められた団体。
 - 2、上記以外の団体でも理事会において認められた団体。
 - 3、団体会員が参画できる事業内容は、第3条に定める事業のうち、運営委員会が策定し、会長に提出する。
会長は団体会員が参画できる事業内容の理事会の承認を以って団体会員が参画できる事業内容に署名し施行する。

第6条（入会）

- 1、入会を希望する者は所定の手続き用紙に必要事項を記入し、入会金及び当該年度の会費を添えて会長に提出しなければならない。
- 2、入会金は2000円とする。

第7条（会費）

- 1、個人会員の年会費は12,000円とし、当該年度初めに一括納入すること。
- 2、既納の会費は返還しない。
- 3、年度途中の入会希望する個人の取り扱いは次の通りとする。
 - (1) 9月末を区切りとして、9月末以前に入会する個人会員は年額12,000円。
 - (2) 10月1日以後入会する個人会員の年会費は原則年額の半額6,000円。
 - (3) 理事会で承認を得た高校生及び高校生に準じる生徒の年会費は4,000円とし、10月1日以降に入会する者は原則年額の半額2,000円とする。
- 4、団体会員は年間登録料として年額2,000円とする。

第8条（義務）

- 1、会員は平等にコート確保及びコート整備の義務を負う。
- 2、会員は本規約第3条に規定する事業に積極的に参加する。

第9条（退会・休会）

- 1、会員が退会または休会しようとするときは、この届出を会長に提出しなければならない。
- 2、前年度会費未納の会員は退会とする。
- 3、病気、転勤などやむを得ず会員としての活動が継続できない場合、この間を休会することができる。
- 4、その他の事情により休会を希望するものは、休会の期間を明示して提出する。
期限が確定できないときは、その休会期間は当該年度内とし、新年度が始まる1ヶ月前までに休会の延長届けがない時は、その時点を以て退会とする。

第10条（除名）

会員は次の各号に該当する場合、理事会の承認を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の会員としての義務を反したとき、また本会の規律を著しく乱す行為をしたとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

第3章 役員

第11条（役員体制）

本会に次の役員を置く。

会長：1名 副会長：若干名 本会計：1名

理事：若干名 監事：2名 運営委員会を構成する役員

第12条（役員の選任）

- 1、会長、理事、監事は総会において会員の中から選任する。
- 2、副会長、会計、特別会計、運営委員会役員は、会長が選任し、総会の承認を得る。

第13条（補欠役員）

選任された役員が任期途中でやむを得ず退任する場合は次の通りとする。

- (1) 会長においては本規約第14条2項の規定を適用する。
- (2) 理事、監事の補欠を必要とする場合は、理事会で選任する。
- (3) 副会長、会計、運営委員会役員の補欠を必要とする場合は、会長が選任し、理事会の承認の下、残任期間の職務遂行をさせることとする。

第14条（役員の職務）

- 1、会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3、会計及び理事は本会の会務を分担処理する。
- 4、監事は本会の資産状況、事業実施の状況等を監査する。
- 5、会長、副会長、会計及び理事は、理事会及び運営委員会を組織してこの規約に定める事項の他、本会の総会の権限に属さない事項を決議し、執行する。

第15条（役員の任期）

- 1、役員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2、役員は住所変更その他正当な理由がある場合には理事会の承認を得て辞任することができる。
- 3、役員は任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第16条（顧問）

顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4章 会議・会議運営

第17条（理事会）

- 1、理事会は会長、副会長、会計、理事、監事及び運営委員会の代表者若干名により構成する。
- 2、理事会は必要により会長が招集する。
- 3、理事会では本規約に規定してある各条項の他、次の条項を付議する。
 - (1) 総会において議決すべき事項。
 - (2) 諸規定。
 - (3) その他重要事項。

第18条（総会）

- 1、総会は会員及び団体会員の代表者1名を以って構成する。
- 2、総会はこれを通常総会及び臨時総会に分ける。
- 3、通常総会は毎年1回、会計年度が終了する3月最終日曜日に会長が招集する。
- 4、会長は会員の5分の1以上から請求があったときは30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第19条（総会の議長）

総会の議長は会長が指名する。

第20条（通常総会の決議事項）

次の事項は通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

- （1）事業報告及び収支決算。
- （2）事業計画及び収支予算。
- （3）財産目録。
- （4）規約の改定
- （5）その他理事会で認められた事項。

第21条（決議）

- 1、総会の議事は出席者の過半数を以って決議し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- 2、前項の規定にかかわらず規約改定の議決については出席者の3分の2以上を以って決議する。

第5章 資産及び会計

第22条（資産）

本会の資産は次の通りとする。

- （1）会費
- （2）財産
- （3）その他収入。

第23条（資産管理）

本会の資産は会長が管理する。

第24条（事業計画案・収支予算案）

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は新年度開始前に会長が編成し、理事会に付議し総会で承認されなければならない。

第25条（資産・会計の承認）

本会の収支決算は毎年会計年度終了時に会計が作成し、会長の承認を受けなければならない。会長はこれを財産目録と共に監事の監査結果をつけ、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

第26条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

羽村市テニス連盟規約内規

第1条（役員）の選出規定

- 1、この規定は羽村市テニス連盟規約（以下「規約」という）第3章・第12条（役員の選任）に基づいて定める。
- 2、次年度役員の選任は、役員の選任母体となる次年度役員選任準備委員会（以下「準備委員会」という）を発足し、選任検討を行う。
- 3、準備委員会は当該年度の会長、副会長、監事、理事及び会員の代表者の若干名で構成する。
- 4、準備委員会は会長が招集し、議長は準備委員会の中から会長を除く準備委員より選出する。
- 5、準備委員会は次年度役員を理事会に提案し、理事会の議決を以って解散する。

第2条（運営委員会の職務）

- 1、この規定は連盟規約、第3章・第14条（役員の職務）に基づいて定める。
- 2、運営委員会は各種事業の計画・立案・運営及び会計業務を行う。
- 3、運営委員会は以下の専門部を設置して、夫々の職務を行う。
 - (1) 事務局 総務業務・備品管理。
 - (2) 渉外予約部
羽村市スポーツ協会・東京都市町村テニス協会等本会に関係する外部団体との渉外業務。
 - (3) 事業指導部
 - ①各種競技会・練習会・合宿等の計画、立案、運営。
 - ②休日練習の指導、運営。
 - ③平日練習の指導、運営。
 - ④納会の幹事。

第3条（対外試合選手選考規定並びに参加費負担）

- 1、この規定の対外試合とは、各市町のテニス連盟が主催する大会ならびに東京都市町村テニス協会大会その他の大会等に、本会より代表選手を参加させる競技会をいう。
- 2、対外試合の選手選考は、当該年度の事業実行委員分担表の実行責任者及び実行副責任者が、選手の実績と将来性を考慮の上選考し、会長・副会長の了解を得た後、当人と調整の上決定する。
- 3、対外試合の参加費の一部を本会より補助する。
- 4、対外試合において、勝ち進み更に掛かるエントリー費用及び会場までの往復交通費の実費全額を本会計より支出する。但し、会場が東京都内以外の遠方の場合の費用負担は別途理事会で協議し、決定する。

第4条（内規の改定）

内規改定の議決は理事会で行い、出席者の3分の2以上を以って決議する。

第5条（特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会〈以下「特非スポ協」という〉加盟団体としての義務）

- 1、本会は特非スポ協加盟団体として、特非スポ協の事業計画実施の協力要請に基づき、本会会員の中から実行委員を参加させることとする。
- 2、実行委員は本会会員の中から理事会の推薦により会長の任命を以って参加させるものとする。
- 3、実行委員に任命された会員は、本会会員としてその責務を引き受ける義務を負う。
- 4、任命された会員は本会を代表し、特非スポ協事業の実行委員として、責任を果たす義務を負う。事業終了後は理事会にその結果を報告することとする。
- 5、実行委員の推薦は理事会が、特非スポ協の年間計画に基づいて、本会の年度始めに一括して推薦して、会長が任命することとする。但し、その事業年度において参加する実行委員としての責務は、年1事業を原則とする。
- 6、任命された実行委員がやむを得ず実行委員の責務を果たせない事由が生じた場合は、事前に理事会を通して会長に申し出て、交代の実行委員を要請する事ができる。但し、この交代の実行委員は同一の者が複数回に亘って依頼されることのないように理事会は会員全体の協力を仰ぎ、負担の公平化を図るものとする。

第6条（慶弔に関する内規）

- 1、会員本人が死亡したときは、「羽村市テニス連盟会員一同」の生花を以って供物とすることとし、会葬の形式によって、その慣わしに従うこととする。但し、密葬等情報がない時、または後日知り得た情報はこの限りではない。休会者の場合もこの限りではない。
- 2、会員以外で、行政の長を含む関係者並びに特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会関係者、その他当連盟と密接に関係するものと、会長、体協理事が判断した時は、会長、副会長、連盟理事の裁量に一任する。
- 3、その他の慶弔関係で実施することが生じた時は、理事会の裁量とする。

第7条（ジュニアテニス教室）

- 1、ジュニアテニス教室は、別に定める羽村市テニス連盟ジュニアテニス教室（以下「ジュニア 教室規定」という。）をもって運用する。
- 2、ジュニア教室は、羽村市の青少年健全育成の精神を基に本会の次代を担う子供たちに、硬式テニスの基礎的技術を教え、テニス競技のマナーと楽しさ

を身に付け、ゲームを通して他人を思いやる優しさと協調性、そして精神を養うことを目とする。

第8条（ジュニアテニス教室）の事業は第8条を以てはむすぼに移管する。

1. 平成31年1月10日付けで（甲）羽村市テニス連盟会長 松井正好と（乙）一般法人はむら総合型スポーツクラブはむすぼ理事長 河合律子とで取り交わした「ジュニア硬式テニスの移管について（覚書）を以て平成31年4月1日に移管する。
2. 移管後は（甲）（乙）覚書の各号を尊重する

第9条（ビジター制度）

1. 会員以外の個人が、本連盟の個人練習に参加希望する場合、以下の条件で認めることとする。
 - (1) 会員の紹介者が帯同していること。
 - (2) 会員と同レベルでゲームを楽しむことができる技量を有していること。
 - (3) 会員の練習を阻害する行為が発生しないよう配慮すること。
2. 参加手順
 - (1) 紹介者は、ビジター使用管理簿に日付、氏名、紹介者を記録する。
 - (2) 事業指導部もしくは事務局の部員にビジター使用管理簿と使用料を提出し、ビジター使用管理簿の受領者欄にサインをもらう。
 - (3) 料金は1人1回あたり1,000円とする。

第10条（表彰制度）

会員より被表彰者の推薦があった場合、理事会に諮り検討することとする。
原則として当連盟の発展に貢献した会員を対象とし、年齢、表彰内容は限定しない。

改正、変更、追加等

- 付則1 この規約は昭和47年10月25日から施行する。
- 付則2 昭和48年12月一部改正
この規約は昭和48年12月9日から施行する。
- 付則3 昭和50年4月一部改正
この規約は昭和50年4月28日から施行する。
- 付則4 昭和52年11月一部改正
この規約は昭和52年11月28日から施行する。
- 付則5 昭和53年4月一部改正
この規約は昭和53年4月2日から施行する。

- 付則 6 昭和 55 年 3 月一部改正
この規約は昭和 55 年 3 月 16 日から施行する。
- 付則 7 昭和 59 年 4 月一部改正
この規約は昭和 59 年 4 月 1 から施行する。
- 付則 8 平成 2 年 4 月一部改正
ファミリー会員の項削除
この規約は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 付則 9 平成 3 年 4 月一部改正、及び下記内規の制定
①役員の選任規定 ②運営委員会の職務 ③対外試合選手推薦規定
この規約は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 付則 10 平成 9 年 4 月一部改正
①会費の改定 ②理事会の構成見直し ③運営委員会の職務見直し
この規約は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 付則 11 平成 10 年 4 月一部改正
休会規約の追加
この規約は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 付則 12 平成 15 年 4 月一部改正
①名称変更 ②第 8 条（義務）の 2、を追加 ③第 13 条（補欠役員）
の追加 ④第 18 条（総会）の 1、団体会員の代表者 1 名の追加、同条
3、の通常総会日程の変更 ⑤各条文字句の見直し ⑥規約内規第
5 条「体育協会加盟団体としての義務」の追加
この規約は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 付則 13 平成 16 年 3 月
①第 7 条（会費）規定追加 3、年度途中入会者の取り扱い。
②内規第 2 条(2)庭連協を東京都市町村テニス協会に訂正、3 条の 1、
も同様。
この規約は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 付則 14 平成 17 年 3 月
①内規第 5（特定非営利活動法人羽村市体育協会）に変更。
②同じく略称を「特非体協」に変更。
この規約は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 付則 15 平成 19 年 2 月
①. 内規第 6 条（慶弔に関する内規）を追加
平成 18 年度から適用する。
- 付則 16 平成 19 年 3 月
①規約第 5 条（会員）正会員・特別会員・名誉会員の項を削除。
（会員）1、在勤を削除 3、若年者の（高校生以下）を追加

平成18年度入会者から適用する。

②規約第7条（会費）3－（3）若年者の年会費規定追加

平成18年度入会者から適用する。

③規約第9条（退会・休会）3、その他の事情により・・・以降 追加

平成19年度から施行する。

付則17 平成21年3月

①第3条の表題を追加する

“対外試合選手推薦規定”の後に“並びに参加費負担”を追加する

②同3条の4項を追加する。

付則18 平成22年6月

①第3条（対外試合選手推薦規定並びに参加費負担）の推薦を選考とする。

②第3条の第2項

「対外試合の選手推薦は会長・副会長・運営委員会の事業指導部が選手の実績と将来性を考慮して当人と調整の上決定する」を本文に変更

付則19 平成23年4月1日

①第5条（会員）の会員の3、若年者（高校生以下）の呼称を「高校生及び高校生に準じる生徒の」に改める。

②第7条（会費）は月個人会費 年額 9,000円とする。

③団体会員の年会費は団体会員登録料と改め年額2,000円とする。

④第7条（会費）の（3）『理事会で承認を得た「高校生及び高校生に準じる生徒の」の年会費は』に改める。

付則20 平成25年4月1日

① 規約内規7条「ジュニアテニス教室」を追加する

② 羽村市テニス連盟ジュニアテニス教室規定（以下「ジュニア教室規定」という。）は、羽村市テニス連盟規約（以下「連盟規約」という。）第3条（事業）第4項、その他必要事項に関する事業部会として取り扱い、この事業部会の組織役員は、連盟規約内規第1条（役員）の選出規定に基づき選出するものとし、連盟規約第17条第3項第2号に基づき次のとおり定める。また、ジュニアテニス教室規定の内規は、連盟規約内規第7条によるものとする。

付則21 平成31年3月24日

① 規約内規第7条を削除する。

② 規約内規第8条を追加する。

③ 規約内規第9条を追加する。

付則22 令和元年5月25日

① 規約内規第6条（慶弔に関する内規）の1 「会員本人またはその夫乃至妻が死亡したときには…」のうち、「またはその夫乃至妻」を削除する。「休会者

の場合もこの限りではない。」を追加する。

付則 23 令和 2 年 2 月 28 日

- ① 規約第 15 条（役員の任期）の 1 「役員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。」を「役員の任期は原則 2 年とし、再任は妨げない。」に変更する。

付則 24 令和 4 年 3 月 5 日

- ① 規約第 7 条（会費）の 1 「個人会員の年会費は 9,000 円とし、当該年度初めに一括納入すること。」を「個人会員の年会費は 12,000 円とし、当該年度初めに一括納入すること。」に変更する。
- 3 (1) 「9 月末を区切りとして、9 月末以前に入会する個人会員は年額 9,000 円。」を「9 月末を区切りとして、9 月末以前に入会する個人会員は年額 12,000 円。」に変更する。
- 3 (2) 「10 月 1 日以後入会する個人会員の年会費は原則年額の半額 4,500 円。」を「10 月 1 日以後入会する個人会員の年会費は原則年額の半額 6,000 円。」に変更する。

付則 25 令和 7 年 3 月

- ① 内規第 2 条（運営委員会の職務）3(2) 「羽村市体育協会」を「羽村市スポーツ協会」に変更。
- ② 内規第 5 条 「特定非営利活動法人羽村市体育協会」を「特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会」に変更。
- ③ 同じく略称を「特非体協」を「特非スポ協」に変更。
- ④ 内規第 6 条（慶弔に関する内規）2 「特定非営利活動法人羽村市体育協会」を「特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会」に変更。

付則 26 令和 7 年 4 月 1 日

内規第 9 条（ビジター制度）2 (3) 「料金は 1 人 1 回あたり 500 円とする」を料金は 1 人 1 回あたり 1,000 円とする」に変更。

付則 27 令和 7 年 4 月 1 日

内規第 10 条「表彰制度」を追加する。